

公益財団法人兵庫県体育協会 加盟団体規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県体育協会（以下「本会」という。）定款第5条に規定する加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 本会定款（以下「定款」という。）第5条に定める加盟団体は、定款に定める本会の目的に賛同し、本会と連携及び協働する団体であり、当該団体の種別に応じて、次の各号に分類する。

- (1) 定款第5条第1項第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）別表1に掲げる団体
- (2) 定款第5条第1項第2号に定める団体（以下「加盟学校体育団体」という。）別表2に掲げる団体
- (3) 定款第5条第1項第3号に定める団体（以下「加盟地域団体」という。）別表3に掲げる団体

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、社会的存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の取組を自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に尽力すること。
- (2) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。

第2章 組織

(加盟団体の組織)

第4条 加盟競技団体は、県内において特定のスポーツを統轄する団体として適当なる組織を有しなければならない。

- 2 加盟学校体育団体は、県内において特定の学校運動部活動を統轄する団体として適当なる組織を有しなければならない。

- 3 加盟地域団体は、各市町におけるスポーツを総合的に統轄する団体として適当なる組織を有しなければならない。また団体名には、当該の市町名を冠しなければならない。

第3章 権限

(加盟団体の権限)

第5条 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 評議員会に対して、当該加盟団体の役員等を役員・評議員候補者として推薦すること。ただし、各加盟団体において2名を限度とすること。
- (2) 本会理事長が、加盟団体会長会議又は事務連絡の会議等の招集を求めたときに、出席すること。
- (3) 本会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。
- (4) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。
- (5) 加盟団体の組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。
- (6) 兵庫県体育協会加盟団体であることを称すること。
- (7) 本会が提供した情報を取得すること。

第4章 義務

(遵守すべき事項)

第6条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉を遵守するとともに、その適合状況について自己説明及び公表を年1回実施するよう努めなければならない。

- 2 加盟団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。
- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
 - (2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
 - (3) アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
 - (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止及び保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
 - (5) 役職員等の関係者に本会の役員・職員倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させるとともに、本会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

(届出義務)

第7条 加盟団体は、毎年本会が定める期限までに、当該年度の事業計画書及び収支予算書を、次の書類を添えて本会に届け出なければならない。

(1) 加盟競技団体

- ア 基本事項調査書
- イ 役員名簿
- ウ 選手登録者・審判員数調査書
- エ 前年度大会成績報告書
- オ 県内で開催する全国大会及び国際大会等調査書
- カ 規程集(変更時のみ届け出ること)

(2) 加盟学校体育団体

- ア 基本事項調査書
- イ 役員名簿
- ウ 規程集(変更時のみ届け出ること)

(3) 加盟地域団体

- ア 基本事項調査書
- イ 実態調査票
- ウ 役員等名簿
- エ 規程集(変更時のみ届け出ること)

第8条 前条の定めは、当該書類がインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する電磁的方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にある場合においては適用しないことができる。

2 前項の場合において、当該加盟団体は、当該状態にあることを事前に本会に通知するとともに、最新年度のものから過去5年分を常に公開するよう努めなければならない。

第9条 加盟団体は、既に本会に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに本会に届け出なければならない。

2 加盟団体は、各団体の組織運営等に関する本会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(負担金)

第10条 加盟団体は、別に定める負担金を、毎年6月末日までに納入しなければならない。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第11条 定款第5条により新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会理事長に提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) 団体の概要
- (3) 規程又は規約
- (4) 登録団体又は個人名簿
- (5) 組織図
- (6) 当該年度事業計画書及び予算書
- (7) 前年度事業報告書及び決算書

2 加盟の承認を得た団体は、翌年度の4月1日から本会に加盟するものとし、前条に規定する負担金に加えて、別に定める加盟金を納入しなければならない。

(脱退)

第12条 定款第6条第1項により加盟団体が脱退しようとする場合には、その理由を付して理事長に退会届を提出しなければならない。

第6章 監督

(検査)

第13条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、定期的に、又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指導)

第14条 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

(調査)

第15条 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又は本会の職員等に、加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体役職員等の関係者に質問させることができる。

(協力義務)

第16条 加盟団体は、前3条に定める本会の監督行為に対して、協力しなければならない。

(処分)

第17条 加盟団体が第4条に定める組織を有しないこととなったとき、第6条から第10条、第16条に定める義務を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不相当と認められるときは、次の処分を行う。

- (1) 注意
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

3 処分に伴い、本会と当該加盟団体が連携する事業の取り扱いは、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。

4 第10条に定める負担金を納入した加盟団体に対し、資格停止処分を行った場合、本会は既に納付した負担金の差額を返還しない。

(不服申立)

第18条 当該団体は、本会の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

第7章 その他

(負担金等の精算)

第19条 加盟団体が第12条により脱退し、又は第17条第1項第4号により退会した場合、既に納付した負担金及び加盟金等は、理由の如何を問わず返還しない。また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた負担金及び加盟金等は、直ちに納付しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月8日から施行する。

別表1 定款第5条第1号に定める団体

- 1 (一財)兵庫陸上競技協会
- 2 (一社)兵庫県サッカー協会
- 3 兵庫県卓球協会
- 4 兵庫県軟式野球連盟
- 5 (公財)兵庫県馬術連盟
- 6 兵庫県柔道連盟
- 7 (一社)兵庫県水泳連盟
- 8 兵庫県セーリング連盟
- 9 (一財)兵庫県バレーボール協会
- 10 (一社)兵庫県ラグビーフットボール協会
- 11 兵庫県ソフトテニス連盟
- 12 兵庫県相撲連盟
- 13 兵庫県バドミントン協会
- 14 兵庫県山岳連盟
- 15 (一社)兵庫県テニス協会
- 16 兵庫県ホッケー協会
- 17 兵庫県ボクシング連盟
- 18 兵庫県体操協会
- 19 (一財)兵庫県バスケットボール協会
- 20 兵庫県レスリング協会
- 21 兵庫県ウエイトリフティング協会
- 22 兵庫県ハンドボール協会
- 23 兵庫県自転車競技連盟
- 24 兵庫県フェンシング協会
- 25 兵庫県ソフトボール協会
- 26 兵庫県弓道連盟
- 27 (公財)兵庫県剣道連盟
- 28 兵庫県野球連盟
- 29 兵庫県ボート協会
- 30 兵庫県スキー連盟
- 31 兵庫県スケート連盟
- 32 兵庫県クレー射撃協会
- 33 兵庫県ライフル射撃協会
- 34 兵庫県フォークダンス連盟
- 35 兵庫県なぎなた連盟

- 36 兵庫県銃剣道連盟
- 37 兵庫県空手道連盟
- 38 兵庫県アーチェリー連盟
- 39 兵庫県カヌー協会
- 40 兵庫県アイスホッケー連盟
- 41 (一社)兵庫県ボウリング連盟
- 42 兵庫県少林寺拳法連盟
- 43 兵庫県武術太極拳連盟
- 44 日本拳法兵庫県連盟
- 45 兵庫県ペタンク・ブール連盟
- 46 兵庫県ゴルフ連盟
- 47 兵庫県トライアスロン協会
- 48 (一社)兵庫県ゲートボール連合
- 49 兵庫県綱引連盟
- 50 兵庫県パワーリフティング協会
- 51 兵庫県ダンススポーツ連盟
- 52 兵庫県アームレスリング連盟
- 53 合気道兵庫県連盟
- 54 兵庫県グラウンド・ゴルフ協会
- 55 兵庫県トランポ・ロビックス協会
- 56 兵庫県バトン協会
- 57 兵庫県スポーツチャンバラ協会
- 58 兵庫県バウンドテニス協会

別表2 定款第5条第2号に定める団体

- 1 兵庫県高等学校体育連盟
- 2 兵庫県中学校体育連盟

別表3 定款第5条第3号に定める団体

- 1 (公財)神戸市スポーツ協会
- 2 姫路市体育協会
- 3 尼崎市体育協会
- 4 明石市体育協会
- 5 (一財)西宮市体育協会
- 6 洲本市体育協会
- 7 NPO 法人芦屋市体育協会
- 8 伊丹市体育協会

- 9 相生市体育協会
- 10 豊岡市体育協会
- 11 加古川市体育協会
- 12 たつの市体育協会
- 13 赤穂市体育協会
- 14 西脇市体育協会
- 15 宝塚市体育協会
- 16 三木市体育協会
- 17 高砂市体育協会
- 18 川西市スポーツ協会
- 19 小野市体育協会
- 20 三田市体育協会
- 21 NPO 法人加西市体育協会
- 22 丹波篠山市スポーツ協会
- 23 猪名川町体育協会
- 24 加東市体育協会
- 25 多可町体育協会
- 26 NPO 法人稲美町体育協会
- 27 播磨町体育協会
- 28 市川町体育協会
- 29 福崎町体育協会
- 30 神河町体育協会
- 31 太子町体育協会
- 32 上郡町体育協会
- 33 佐用町体育協会
- 34 宍粟市体育協会
- 35 香美町体育協会
- 36 新温泉町体育協会
- 37 養父市体育協会
- 38 朝来市体育協会
- 39 丹波市スポーツ協会
- 40 南あわじ市体育協会
- 41 淡路市体育協会